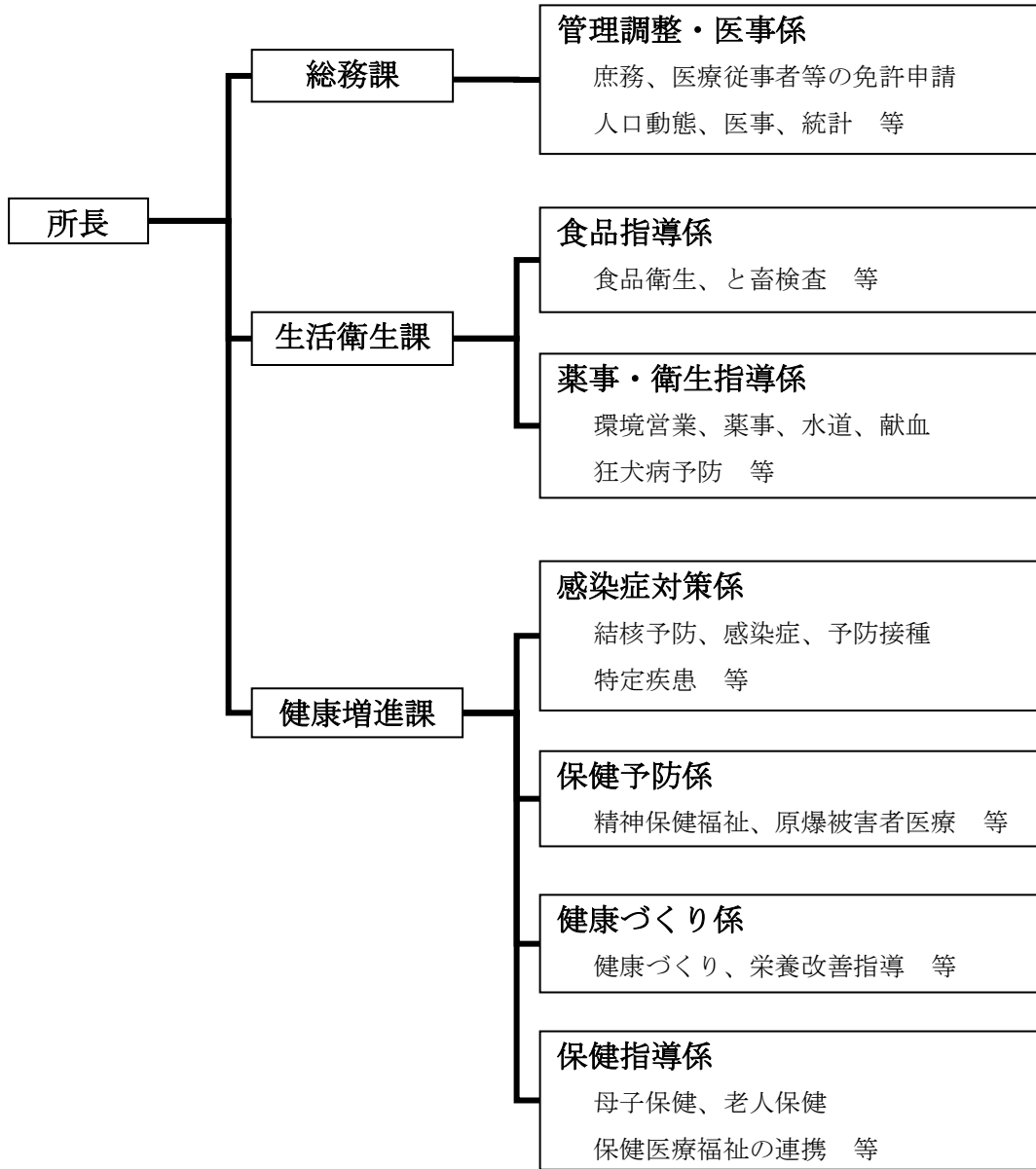


(3) 保健所の概要

〔沿革〕

昭和12年	4月	保健所法交付される。
昭和18年	11月	設立認可される。
昭和20年	2月	設立。管轄区域は、武儀郡（金山町、菅田町、神湊村、坂の東村、上麻生村を除く。）及び郡上郡（東村、和良村を除く。）で関市元重町元関市公民館を仮庁舎とする。
昭和22年	9月	保健所法全面改正（昭和23年1月1日施行）により、衛生行政は警察行政から分離し衛生部所管となる。
昭和25年	8月	郡上保健所設立により郡上郡が分離する。
昭和25年	10月	関市誕生により、管轄は関市、武儀郡となる。
昭和26年	8月	関市川間町1へ庁舎を移転する。
昭和29年	4月	美濃市誕生により、管轄は関市、美濃市、武儀郡となる。
昭和29年	8月	機構改革により、庶務、衛生、保健予防の三課制がしかれる。
昭和32年	9月	県行政組織規則の制定により庶務課を総務課へ課名変更する。
昭和34年	7月	中濃公衆衛生協議会が発足する。
昭和48年	10月	中濃総合庁舎の建設に伴い現在地へ移転する。
昭和52年	4月	県行政組織規則の改正により保健予防課から保健婦室を分離設置する。
平成3年	4月	県行政組織規則の改正により総務課に企画調整係を設置する。
平成6年	6月	地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の公布
平成7年	4月	県行政組織規則の改正により副所長を新設し、保健婦室を保健指導課、保健婦係を保健指導係とし、また、試験検査課を2係とする。
平成9年	4月	試験検査課を2係から1係（検査係）とする。
平成12年	4月	機構改革により生活衛生課1係、健康増進課2係がしかれる。 試験検査課は、中濃地域保健所へ、廃棄物などの環境関係業務は、振興局に移管する。
平成15年	4月	機構改革により、係を廃止し担当制とする。
平成17年	2月	市町村合併により、管轄は関市、美濃市となる。
平成20年	4月	県行政組織規則の改正により、総務課2担当を設置する。 中濃保健所から郡上センターが移管される。
平成21年	4月	県行政組織規則の改正により、郡上センター健康増進担当が統廃合され健康増進課に移管される。また、総務課2担当が1担当に統合される。
平成24年	4月	県行政組織規則の改正により、担当制が廃止され、総務課1係、生活衛生課2係、健康増進課4係となる。
平成25年	4月	県行政組織規則の改正により、保健予防第一係を感染症対策係へ、保健予防第二係を保健予防係へ、保健指導第一係を健康づくり係へ、保健指導第二係を保健指導係へ係名変更する。

[機 構]



(平成25年4月1日現在)